

情報通信審議会電気通信事業部会電気通信番号委員会（第8回）議事録

日時 平成19年9月6日（木）16:00～16:30

場所 総務省第4特別会議室

参加者 電気通信番号委員会 酒井主査、相田主査代理、一井委員、河村委員、
椋田委員

総務省 竹内電気通信技術システム課長、古市料金サービス課長、宮本番号企画室長、植松番号企画室課長補佐

【議事要旨】

1. 「電気通信番号規則の一部を改正する省令案」に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）について

- 省令案について意見募集を行った結果の報告と、寄せられた意見に対する考え方（案）について、資料を基に議論が行われ、案のとおり、委員会の考え方として、酒井主査より情報通信審議会電気通信事業部会へ報告を行うことについて、承認された。

2. その他

- 承認された寄せられた意見に対する考え方（案）を踏まえ、総務省より省令案の修正点について、説明がなされた。
- 修正された省令案について再意見募集を行うことを、酒井主査より情報通信審議会電気通信事業部会へ提案することについて、承認された。

【主な発言等】

1. 「電気通信番号規則の一部を改正する省令案」に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）について

酒井主査 情報通信審議会電気通信事業部会電気通信番号委員会第8回を開催する。先日総務省において人事異動があったので、総務省の方は順に挨拶願いたい。（古市料金サービス課長及び竹内電気通信技術システム課長より挨拶が行われた。）

本日の議事は、「電気通信番号規則の一部を改正する省令案」について、1カ月の間、意見募集を実施してきたので、その際に寄せられたご意見に対する考え方について検討していきたいと思う。

なお、本日の議事については公開して問題ないと考えているが、よろしいか。各委員 了。

酒井主査 それでは、配布資料について事務局から説明されたい。

（宮本番号企画室長から、資料「電気通信番号規則の一部を改正する省令案」に寄せられた意見及びそれに対する考え方（案）」に基づき、説明。）

<質疑応答については以下のとおり。>

酒井主査 ただいま説明のあった、寄せられた意見に対する考え方について議論を進めたい。

資料の2ページ目のイー・モバイル社の意見については、賛成意見ということで問題ないと考えられる。

次のエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ社の意見については、050番号を用いたFMCサービスの組み合わせとして0AB～J番号回線を追加すべきというものであるが、FMCという名称とは少しそぐわないところはあるものの、サービスとしては当然あり得るものであるが、どうか。

相田委員 省令案上にはFMCという記述はないと認識しているが、どうか。

宮本室長 参考資料（新旧対照表）の3頁の第10条第1項第1号に記載があるように、省令案上は、「利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介

して提供する電気通信役務」と記述されており、「FMC」という形では記述していない。

相田委員 070、080／090番号を用いたFMCサービスの組み合わせはどうなっているか。

宮本室長 050番号と0AB～J番号回線の両方の組み合わせが含まれている。

相田委員 ということは、原案では050番号を用いたFMCサービスだけが、0AB～J番号回線が含まれていなかったということか。

相田委員 0AB～J番号回線が含まれていなかったのは、事業者ヒアリングの際に要望がなかったためであり、今回の意見募集で要望が寄せられたため、省令案に含めるという認識でよいか。

宮本室長 そのとおり。3月に答申をいただくにあたっての検討の際に、事業者ヒアリング及び意見募集を行ったが、その際には特段要望がなかったというように認識している。

相田委員 事業者より需要があるという要望があり、ガイダンス等を挿入することで、発信者側に特段影響を与えるものではないということであれば、省令案に含めるとするのは適当と考えられる。

酒井主査 それでは、このご意見に対する考え方については、案のとおりとしたいと思います。

続いて、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ社、ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社より、050番号を用いたFMCサービスでガイダンス等を義務化すべきではないというご意見が寄せられているが、これに対する考え方の案は、基本的にガイダンス等については義務化する必要があり、今後については、状況の変化を踏まえ必要に応じて検討する可能性があるというものであるが、これについてはどうか。また、ガイダンスの具体的内容については、今後検討いただくということか。

宮本室長 省令上は、具体的なガイダンスの文言については規定を行っておらず、電気通信事業者の方でFMCサービスの申請の際に考えていただくことと考える。

酒井主査 了。

河村委員 寄せられた意見に対する考え方の案にあるように、現状では、PHS又は携帯電話回線に接続されることと、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できるようにすることを条件とするのが適当と思う。接続先及び料金水準の両方が発信者に伝わるのが重要である。

酒井主査 それでは、このご意見に対する考え方については、案のとおりとしたいと思います。

と思う。

その他、寄せられた意見に対する考え方（案）について、全体をとおして、意見はあるだろうか。

他に意見はないようであり、寄せられた意見に対する考え方は、案のとおりとしたい。

各委員 了。

2. その他

酒井主査 それでは、事務局より先程の省令案の修正について説明願いたい。

（資料「電気通信番号規則の一部を改正する省令案の修正点」が配布され、宮本番号企画室長から、同資料に基づき、説明。）

<質疑応答については以下のとおり。>

酒井主査 省令案の修正については、050番号を用いたFMCサービスの組み合わせに0AB～J番号回線を追加するものと言うことで、先程の考え方のとおりであり、よいかと思う。

なお、この修正については、回線の組み合わせを追加するという内容の変更なので、再度意見募集を行うということが適当と思う。再度の意見募集ということで、募集期間については、2週間が適当と思うがよろしいか。

各委員 了。

酒井主査 その他、全体を通してご意見はないか。特にご意見はないようなので、寄せられたご意見に対する考え方、再意見募集の件を含めて次の電気通信事業部会へ報告したいと思う。

各委員 了。

酒井主査 それでは、本日の議論はこれで終了したいと思うが、今後のスケジュール等について事務局から説明をお願いしたい。

植松課長補佐 今後の予定については、平成19年9月20日に、電気通信事業部会の開催が予定されている。その際に、本日の番号委員会での検討結果について、酒井主査から報告していただく予定である。その事業部会において、審議していただいた後、報告内容のとおり適当と認められれば、再度意見募集を行うことと

なる。